

高規格幹線道路とは

昭和62年、道路審議会の答申に基づいて決定された高規格幹線道路網として、全国的な自動車道交通網を構成することで高速交通サービスの全国的な普及、主要拠点間の連絡強化を目標とし、地方中枢、中核都市、地域の発展の核となる地方都市およびその周辺地域等から、おおむね1時間程度で利用が可能になるよう、およそ14,000kmで形成される自動車専用道路のことです。高規格幹線道路は、広域的な交流を促進し、地域間連結を図るための広域的な幹線道路のマスタープランである広域道路整備基本計画に位置付けられています。

高規格幹線道路の整備体系



平成23年8月現在

高速道路ができるまで



路線名	区間	延長(km)	予定路線	基本計画	整備計画	施工命令	供用開始				
中国縦貫自動車道	県境～鹿野IC	23.3	S39.6.16 (国縦道法による)	S42.11.12(第17回) S40.11.1(第14回)	S46.6.1(第21回)	S46.6.1	S58.3.24				
	鹿野IC～山口IC	36.8					S42.11.9(第17回)	S43.4.1	S55.10.17		
	山口IC～小郡IC	12.7					S41.7.25(第16回)	S41.7.25	S49.7.31		
	小郡IC～美祢IC	18.1							S48.11.14		
	美祢IC～小月IC	26.4							S46.6.8(第21回)	S48.10.19	H2.12.20
	小月IC～下関IC	15.5									H2.3.30
計	132.8	S41.7.1 (国縦道法による)	S46.6.8(第21回)	S48.10.19	S61.3.27						
山陽自動車道	県境～岩国IC				7.4	S47.6.20(第22回)	S47.6.20	S62.12.4			
岩国IC～玖珂IC	14.1				S62.9.1 (国幹道法による)			H1.2.27(第28回)	H3.12.3(第29回)	H5.11.19	H13.3.11
玖珂IC～熊毛IC	12.2										
熊毛IC～徳山東IC	11.8										
徳山東IC～徳山西IC	18.0										
徳山西IC～防府東IC	12.6	未定	未定	未定	未定						
防府東IC～山口JCT	18.0										
山口JCT～宇部JCT	約27	計	未定	未定	未定	未定					
宇部JCT～下関JCT	28.1										
関門自動車道	下関IC～県境	2.3	S43.3.11	-	S43.3.19(第18回)	S43.4.1	S48.11.14				
	(下関IC～門司IC)	(9.4)	(高速国道法による)								
	計	2.3									
山陰自動車道	県境～長門市三隅	約55	S62.9.1 (国幹道法による)	未定	未定	未定	未定				
	長門市三隅～美祢市	約35					H9.2.5(第30回)	未定	未定	未定	
	計	約90									